



8 墨総総第 2 0 4 号の 2
令和 8 年 7 月 1 3 日

墨田区長
山 本 亨 様

墨田区行政不服審査会
会長 安 達 和 志

区政情報部分公開決定処分に係る審査請求について（答申）

令和 8 年 2 月 2 0 日付け 7 墨総法第 1 2 1 8 号による諮問について、別添のとおり
答申します。

答 申

第 1 審査会の結論

墨田区長（以下「諮問庁」という。）が令和 7 年 8 月 1 4 日付けで審査請求人に対して行った区政情報部分公開決定処分（区政情報部分公開決定通知書によるもの。以下「本件処分」という。）は、墨田区情報公開条例（平成 1 3 年墨田区条例第 3 号。以下「条例」という。）第 6 条及び第 7 条の違反が認められることから、取り消されるべきである。

第 2 審査請求及び諮問の経緯

- 1 審査請求人は、令和 7 年 8 月 3 日付けで諮問庁に対し、条例第 1 0 条第 1 項の規定に基づき、「令和 7 年新年祝賀式に係る招待者リスト及び出席者リスト」の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。
- 2 諮問庁は、本件公開請求に対して、本件公開請求に係る区政情報（以下「本件区政情報」という。）のうち、招待者リストとして「新年祝賀式・案内状送付先一覧（予定）」を、出席者リストとして「新年祝賀式 案内状送付先一覧」を特定した。そして、公開することができない部分及び理由を次のとおりとして、本件区政情報の一部を公開する旨の決定をし、令和 7 年 8 月 1 4 日付け区政情報部分公開決定通知書（ 7 墨企秘第 5 9 号）を審査請求人に送付した。

公開することができない部分

ア 招待者リストの送付先、対象者等の一部

イ 出席者リストの送付先、対象者等の出席者数の一部

理由

上記 ア及びイのいずれについても、個人に関する情報であって、特

定の個人を識別することができるものであるため（条例第6条第2号）

- 3 審査請求人は、諮問庁に対し、令和7年8月27日付けで本件処分の取消しを求める審査請求書を提出した。
- 4 諮問庁は、条例第17条第2項及び第3項の規定に基づき、令和8年2月20日付けで、弁明書の写しを添えて当審査会に諮問した。

第3 審理関係人の主張

1 審査請求人の主張

審査請求人は、審査請求書（令和7年8月27日付け）において次のとおり主張し、本件処分を取り消すよう求めている。

「新年祝賀式 案内状送付先一覧（予定）」及び「新年祝賀式 案内状送付先一覧」に設けられた「送付先」の欄には所属機関の名称等が、「対象者等」の欄には役職名等が、「新年祝賀式 案内状送付先一覧」に設けられた「出席人数（重複あり）」の欄には出席する旨回答した者の人数が記載されているものと思われる。

新年祝賀式のような式典を行うに当たっては、氏名等を記載した出席者の一覧表を作成する必要があるものと思われるところであり、本件区政情報のうち、出席者リストについては、「新年祝賀式 案内状送付先一覧」以外に存在しないのかどうか疑義がある。

また、本件区政情報のうち、招待者リストについても、「新年祝賀式 - 案内状送付先一覧（予定）」以外にも存在する場合には、本件区政情報として特定すべきである。

条例第6条第2号アに該当する情報に係る部分又は条例第7条第2項の規定による部分公開をすべき部分があれば、当該部分については、公開すべきである。

2 諮問庁の説明要旨

諮問庁は、弁明書（令和7年9月26日付け）及び口頭による説明（令

和 8 年 4 月 1 7 日聴取)において次のとおり主張し、本件審査請求は棄却されるべきであるとする。

新年祝賀式は、その性質上個人を招待するものではないため、「新年祝賀式 案内状送付先一覧(予定)」は、国会議員及び都議会議員を除き、所属・組織等のみを記載したものとしている。

審査請求人が、新年祝賀式のような式典を行うのに当たり作成することが必要と思われるとする「氏名等をも記載した出席者の一覧表」に相当するものとしては、案内状の宛名印刷用に作成したデータが考えられるが、案内状を手渡ししている招待者はこれに含まれていないため、当該データは、審査請求人が公開請求をする「出席者リスト」に当たるものとはいえない。

また、新年祝賀式は、儀礼的で簡素なものであるため、事前に出欠の意向確認を行わないほか、式典当日においても短時間かつ簡便に受付を行う便宜上、出席者について個人の特定を行っていない。このため、いわゆる受付名簿に相当するものについても「新年祝賀式 案内状送付先一覧(予定)」を流用して対応している。

第 4 審査会の判断

1 事案の概要

本件は、審査請求人が令和 7 年新年祝賀式に係る招待者リスト及び出席者リストの公開を求めたところ、諮問庁が招待者リスト及び出席者リストとして、それぞれ「新年祝賀式 案内状送付先一覧(予定)」及び「新年祝賀式 案内状送付先一覧」を特定し、いずれもその一部を非公開とする本件処分を行ったが、これに対し、審査請求人は、本件区政情報の特定に疑義があり、また非公開部分に公開すべき部分があれば、その部分を公開すべきであるとして審査請求を行ったものである。

2 本件の争点

本件区政情報の特定について

本件区政情報のうち、出席者リストとして特定された「新年祝賀式・案内状送付先一覧」の他に、氏名等を記載した出席者の一覧表のような情報はなにか。招待者リストとして特定された「新年祝賀式 案内状送付先一覧（予定）」の他に、招待者リストとして特定すべき情報はなにか。

非公開部分の情報の条例第6条第2号（個人に関する情報）該当性について

本件処分が一部非公開とした情報は、本件処分において公開することができない理由とされた「個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの」（条例第6条第2号）に該当し、これを非公開とすべきなのか。

以下、検討する。

3 本件区政情報の特定について

審査請求人は、氏名等が記載された出席者の一覧表など、本件処分によって特定された情報以外にも、本件区政情報に該当するものがあるのではないかと指摘する。この点については、案内状を郵送するために作成された宛名印刷用のデータが、「招待者リスト」又は「出席者リスト」に近似するものとして存在すると認められるが、このデータには案内状を郵送せずに手渡ししている招待者は含まれないため、このデータを「招待者リスト」又は「出席者リスト」と認めることはできない。他に、本件区政情報として特定すべきものは見当たらず、審査請求人の主張は認められない。

4 非公開部分の情報の条例第6条第2号（個人に関する情報）該当性について

当審査会において、本件区政情報の招待者リスト及び出席者リストとして特定された「新年祝賀式 案内状送付先一覧（予定）」及び「新年

祝賀式 案内状送付先一覧」について、諮問庁に対し、墨田区行政不服審査会条例（平成２年墨田区条例第２０号）第７条第１項の規定により提示を求め、非公開部分の情報を検分したところ、「送付先」欄の多くには、特定の株式会社の名称や、各種の団体の名称が記載されていることが判明した。

株式会社や各種団体の名称は、法人その他の団体（以下「法人等」という。）に関する情報（条例第６条第３号）に該当するものと認められ、個人に関する情報（条例第６条第２号）に該当しないことは明らかである。本件処分は、一部非公開とする理由を条例第６条第２号に求めているのであるから、「新年祝賀式 案内状送付先一覧（予定）」及び「新年祝賀式 案内状送付先一覧」の「送付先」欄に記載の法人等の名称が、個人に関する情報（条例第６条第２号）に該当しない以上、他の非公開事由に該当するなど特段の事情のない限り、これを公開すべきである。「送付先」欄に記載された法人等の名称を、個人に関する情報であることを理由に一部非公開とした本件処分は、同号に反し違法である。

検分した「新年祝賀式 案内状送付先一覧（予定）」等の「対象者等」欄の多くには、「代表取締役」などの法人等の役職名が記載されていることが認められる。諮問庁は、「送付先」欄の法人等の名称と「対象者等」欄の当該法人等の役職名を一体の情報としてとらえて、これを登記情報などの他の情報と照合することにより、役職者個人を識別することができることとなるものとして、個人に関する情報であると判断したものと認められる。しかし、招待者リストとして特定された「新年祝賀式 案内状送付先一覧（予定）」の全体を概観するに、新年祝賀式に招待し、その出席を求めているのは、墨田区の関連機関や墨田区と関係の深い公的団体・民間企業などの法人等であり、法人等の役職者である個人に着目して招待しているものではないことは明らかである。した

がって、「送付先」の欄に記載された法人等の名称は、これを単独で法人等に関する情報（条例第6条第3号）としてその公開の可否を判断すべきであり、このように解することが条例の趣旨に合致する。

そして「対象者等」の役職名だけを「特定の個人を識別することができることとなる記述」として、これを非公開とすれば、法人等の名称を公開しても個人の権利利益が害されるおそれはないと認められるのであり、法人等の名称を役職名と一体として非公開とした本件処分は、条例第7条第2項に反し違法である。

よって、本件処分は、その余の非公開部分の可否を判断するまでもなく、違法であるといわざるを得ない。

5 結論

以上のとおり、本件処分には、法人等に関する情報を個人に関する情報であるとして、本件区政情報の一部を非公開としたものが多く含まれており、条例第6条及び第7条違反が認められる。よって、本件審査請求には理由があるから、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第46条第1項の規定により、本件処分は取り消されるべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、次のように審査した。

令和8年2月20日	・ 諮問
令和8年4月17日 （第1回審査会）	・ 諮問庁から口頭による説明を聴取 ・ 調査審議
令和8年6月2日 （第2回審査会）	・ 調査審議
令和8年6月23日 （第3回審査会）	・ 調査審議

(答申に関与した委員の氏名)

安達 和志、中野 剛史、岡田 卓巳、川合 敏樹、中村 悦子